

いじめ防止対策基本方針

岩手県立大迫高等学校

I いじめ防止対策への基本的考え方

1 基本的考え方

教育現場におけるいじめは全国的な問題であり、平成25年度に「いじめ防止対策推進法」が制定され、各校において組織を立ち上げ、具体的な方策を含む基本方針を定めることになった。

「いじめ」とは、『一定の人間関係にあるものから心理的・物理的攻撃を受け、精神的苦痛を感じているもの』であるが、特にも人格が形成される学齢期の児童生徒においては、この状況に置かれることは許されないことである。『知・徳・体を備え調和のとれた人間形成』を教育目標とする本県の教育現場においては根絶しなければならないことである」という強い決意を持って、取り組まなければならない。

本校では、「いじめ防止対策委員会」を組織し、基本方針並びに具体的な方策を示すとともに、具体的な取組みについて掲げることとし、「いじめは絶対に許さない。」という共通認識に立ち、本校教職員一丸となって、いじめ発生の防止、いじめの対処、生徒の安全確保に全力を挙げて取り組むことを方針として掲げるものである。

また、学校経営計画の円滑な遂行に向けて、本方針を公開するとともに学校、保護者、地域が一体となって「いじめ」を根絶し、よりよい学校をつくっていくため学校評価項目に盛り込むこととする。

(1) 「いじめ」とは

(定義)

法第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法、以下、法。）

(2) 「いじめ」の共通理解

(いじめの禁止)

法第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるかの判断は、対象となった生徒の立場で判断する。
- 当該生徒が、心理的、物理的な攻撃を受けたことで、精神的苦痛を感じている。
- その行為が発生した場所は、学校の内外を問わない。
- いじめは基本的人権の侵害（憲法違反）であり、法律違反である。

(3) 「いじめ」の重大事態の共通認識

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

法第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の仕様その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

『岩手県いじめ防止等のための基本的な方針』に沿って、重大事態に該当する行為は次のようにとらえる。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

重大事態にあたる行為が発覚した場合は、法29条及び『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』（文部科学省H29.3）に従い、学校の設置者又は学校（本校）が事実関係を明確にする調査を実施し、その調査結果は県知事まで報告しなければならない。そのため、重大事態と判断される行為が確認された場合は、岩手県教育委員会に報告する。

また、重大事態のうち不幸にして自殺を企図した場合については、『子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き』等にも併せて従い調査を実施し、調査結果は県知事まで報告する。

(4) 「いじめ」の解消に係る共通認識

① いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安）止んでいること。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

※ いじめが再発する恐れを踏まえ、解消したと考えられても生徒の日常観察は継続する。

II 取組方針

1 いじめの基本的認識について、全職員で共通理解を図る。

2 青年期特有の心理を踏まえた対応

【一般的な青年期の情緒的特徴】

- ア 感受性の高さ；感受性が高いため、わずかなことにも敏感に反応。
- イ 不安定さ；感情が激しく揺れ動き、その感情表現が時には人間関係のトラブル、違法な行動を招くことがある。
- ウ 青年期危機；一過性の精神的変調、行動異常のこと。具体的には、不登校、家庭内暴力、非行、薬物依存・乱用など。

【参考】矢巾町いじめ問題対策委員会による提言（『調査報告書【概要版】』2016 p3 抜粋）

・・・本委員会は、総括として、今後、こどもの自殺という痛ましい事件を防ぐための教訓は、大きく以下の2点に集約されるものと考えた。

- ① 思春期の子どもは精神的に不安定であるという現実に対して、子ども自身も含め、子どもに関わる関係者全員が感度を高めること。
- ② 子どもは発達途上であり、大人の助けを必要としているため、関わる大人たちが相互に協力するという体制づくり（あるいは整備、構築）が極めて重要であること。

3 「いじめ」根絶に向けた取組の方向性を明確化し、全職員で共通理解を図る。

（学校及び学校の教職員の責務）

法第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でのいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

- 「いじめ」はいつでもどこでも発生するという認識に立ち、全職員が一丸となって「いじめ」を許さない態度で教育活動にあたる。
- 「いじめ」が発生した場合は、すぐに全職員で対応する。
- 「いじめ」防止に対する学校の取り組みについて、次の点について学校評価の対象とし、その結果について、今後の学校経営計画に活かす。
 - ・ 「いじめ」の未然防止と早期発見に関する取り組み

Ⅲ 未然防止と早期発見への具体的方策

1 未然防止

私たちは、「学習、進路、特別活動の指導が適切に実践され、望ましい人間関係が構築された学校生活であれば、いじめは未然に防止可能である」という理想を追い求める一方、「いじめはどの学校でも発生する」という認識も同時に持たなければならない。

私たちは前述の理想を追求しながら、以下の取組を実践しいじめの未然防止に繋げる。

（1） 具体的方策

① 規律（挨拶、礼儀、マナー、整容指導）の明確化

すべての生徒が、安全かつ安心して学校生活を送ることができるように、集団生活上の規律を明確に示し、生徒間、教員と生徒間での信頼関係の構築に全力を注ぐ。

② わかる授業の実践

生徒が、学習上の達成感や成就感を味わえるよう、すべての教員が楽しくわかる授業を実践し、授業力向上のために、互観授業を取り入れるなど授業改善を推進する。

③ 自己有用感、自己肯定感、共感の力の育成

生徒一人ひとりが活躍し、互いに認め合うことができる場を、機会を捉えて提供する教育活動を推進する。

(※ 自己有用感とは、他人のために役に立っているという感情のこと。)

④ 毎日の声がけ、生徒の日常の記録

ア 担任は、生徒一人ひとりへの毎日の声がけを実践し、生徒の日常の観察記録を残す。

イ 担任は、適宜個別面談を繰り返し実施すること。

ウ すべての教職員は、SHR、授業、昼食、業間時間、清掃、部活動等、場面を問わずに観察を行い、何らかの変化に気づいた場合は、取り越し苦労となっても、担任及び学年団（場合によっては生徒指導主事）に、即座に連絡して情報共有を図る。

エ 時宜を逸せず、必要に応じて、管理職とも情報共有を図る。

⑤ 情報機器の取扱いの習熟と生徒への周知

ア 生徒が知識不足のまま SNS を活用し、画像の流出等、いじめの原因となりうる事態が生じないように、生徒向けの講話、職員向け校内研修を開催するなど未然防止に努める。

イ 教員は、携帯端末等の操作や SNS 等に関する研修を受講するなど習熟しておくこと。

ウ インターネット上におけるトラブル等については、警察など専門機関と連携を図る。

⑥ 全ての教育活動の中で生徒の心に訴え続ける

ア 命の大切さ、人間の尊厳など、授業、LHR 等、場面を問わず生徒の心に訴え続ける。

イ キャリア教育等を通じて、倫理観の醸成と社会性の育成に取り組む。

⑦ いじめについて定期的な研修を実施

いじめを防ぐために日頃どんなことに心がけるべきか、またいじめを発見した場合にどのような対応を行うべきか等、教員間で知識が深まるように研修を複数回実施する。

⑧ 生徒の主体的取組

ア 生徒会行事などを通して、良好な人間関係の構築を図る。

イ JRC 部の活動、全校ボランティア活動などを通して、人権意識の向上を図る。

ウ いじめ防止ポスター、標語募集などに取り組む。

(2) 保護者との連携

① 保護者との信頼関係の構築

ア 普段から互いに相談しやすい関係を構築する。

イ 担任だけでなく、学年主任、部顧問、養護教諭等、関係教職員で信頼関係を構築する。

ウ 学校評価アンケート実施（年1回）、評価項目に「いじめの未然防止への取組み」、「いじめの早期発見に係る取組」を加える。

② 連絡と連携

ア 学校生活において、整容を含め生徒に気になる変化が見られる場合は、時間を置かずに保護者に連絡するなど連携して生徒指導にあたる。

イ 家庭での生活において、生徒に何らかの変化が見られるような場合や携帯・スマートフォン

ンの使用で変化があった場合など、家庭から担任もしくは学校に連絡するよう協力を求める。

③ いじめ防止基本方針の周知

- ア 本校ホームページに掲載し、常時閲覧可能とする。
- イ 入学説明会やPTA 総会等において周知を図る。

(3) 地域社会や他機関との連携

① 地域との連携

- ア より深化した生徒理解（高校入学前の友人関係等）と発達段階に応じた適切な学習指導を展開するため、関係小中学校・他高校等とも、日頃から連絡体制を築く。
- イ 地域（行政、PTA、同窓会）との連携を検討する。

② 岩手県警察、児童相談所等との連携

- ア 犯罪として取り扱われるべきと校長が判断したいじめについては、岩手県警察花巻警察署、児童相談所等と緊密に連携し対応する。
- イ 重大事態の発生にかかわらず、SNS利用に係るトラブル等が発生した場合は、必要に応じ連携を図る。

(4) いじめ防止等対策のための組織

いじめ防止等のため次の委員会を設置し、必要に応じて校長が招集し開催する。

- 名 称 いじめ防止対策委員会
- 構成員 委員長（校長）、副委員長（副校長）、委員（教諭、養護教諭、常勤講師、特別支援教育支援員、スクールカウンセラー）

2 早期発見

いじめの早期発見のために、次の取組を実践する。

(1) 具体的方策

- ① 生徒のことは、表情、整容及び行動の変化に着目する。
- ② 生徒が教職員に相談しやすい雰囲気醸成し両者の間に信頼関係を築くことは当然であるが、次の調査を実施し早期発見に繋げる。
 - ・ いじめアンケート調査の実施・・・年4回（定期考査終了日のHR）
 - ・ 授業振り返りシートの実施・・・年2回
- ③ 生徒が登校している間は、授業のみならず休み時間や昼食時、清掃、部活動、放課後まで生徒の様子に目を配る。
- ④ 遊びやふざけあいであっても、いじめに発展する恐れがあるため、そのような行為を発見した場合、教職員間での情報交換を欠かさないことで発見に繋げる。
- ⑤ いじめの兆候を発見した場合は、速やかに予防的介入を行う。
- ⑥ 保護者から以下のアンケートを実施する。
 - ・ 学校評価アンケート・・・年1回

(2) 相談窓口

本校におけるいじめに関する相談窓口は下記のとおりである。

- 学校生活におけるいじめ相談（生徒・保護者）・全教職員で対応
- スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・生徒指導課（教育相談）、養護教諭
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・副校長
- インターネット上でのトラブル、いじめ・・・・・・・・生徒指導課、花巻警察署生活安全課
- 県教委 24 時間いじめ相談電話・・・・・・・・019-623-7830（直通）
- 花巻市相談電話・・・・・・・・0198-45-1311

IV 発生時の初動対応

「いじめ」の対応は、「早期発見、早期対応、情報共有」である。「いじめ」は全ての学校で起こりうるという前提で対応する。先送りや隠蔽せず、事態に、真摯かつ誠実に向き合うことが、生徒の心を救うことに繋がる。

「いじめ」に係る情報を特定の教職員が抱え込み、いじめ防止対策委員会に報告を行わないことは、法 23 条第 1 項の規定に違反することを全教職員が理解し、積極的な情報共有を図ること。

1 いじめを発見したとき

(1) いじめ行為をやめさせる。

- ア その場でいじめ行為をやめさせ、被害者に肉体的な怪我の有無を確認する。
- イ 発見者が一人であれば、すぐに応援教員を呼び。

(2) 事実の確認

- ア 被害者、加害者をそれぞれ別室に分けて、事情聴取し、事実を確認する。
- イ 自分の感情を抑え、予想や想像を決して含めることなく事情を聴取し記録すること。
- ウ 事実が確認できたなら、副校長に報告し、副校長は校長の指示を受け「いじめ防止対策委員会」を開催し、全教員で情報共有を図り、組織的に役割を分担し対応する。
- エ マスコミ対応、外部との窓口は副校長に集約すること。

(3) 保護者への適切な説明

① 被害生徒の保護者に対して

担任と委員長（または副委員長）が被害生徒の自宅に出向き、事実を丁寧に説明し、誠実に謝罪する。

② 加害生徒の保護者に対して

担任と委員長（または副委員長）が加害生徒の保護者に、事実を正確に報告し、今後の指導に対しての連携協力を要請する。

③ 他の生徒及び保護者に対して

校長の指示のもと、保護者説明会を速やかに開催し、丁寧に説明する。報道機関への対応は副校長が行い、共通情報を誠実に提供する。

(4) 県教委への連絡報告と連携

逐次、正確な情報提供を行い、対応等、指導を受けながら連携し対応する。

2 いじめの通報を受けた時

(1) いじめ行為をやめさせる

- ① 通報者の目前でいじめが行われ、駆けつけられる場所であれば、応援職員が赴いてやめさせる。
- ② すぐに駆けつけられない場所であれば、管理職の指示を受けて警察に協力を仰ぐ。

(2) 通報時より過去の情報に対して

通報を受けた教員は、事実を正確に聞き取ること（いつ、どこで、だれが、何人で、どのようななど）。

(3) 事実の確認 ※ 上記1（2）と同じ

3 指導のあり方

(1) 被害生徒への対応

① 生徒の安全確保を約束する。

- ア 加害生徒と被害生徒が鉢合わせにならないように配慮をする。
- イ 複数教員による見守り、別室等で学習するなどの配慮をする。

② 精神面への配慮

心が受けた傷が癒えるように、また、適切な指導のもと、学校生活に適應するため養護教諭やスクールカウンセラーと連携なして指導に当たる。

- ア 保護者には、委員長が中心となって、生徒の様子を丁寧に報告する。
- イ 状況により、医療機関や警察などとの連携を図ること。

(2) 加害生徒への対応

- ア 生徒指導課長と学年長の指示のもと、事情聴取は迅速かつ計画的に、可能な限り複数の教員によって行うこと。
- イ 複数の加害生徒がいる場合は同時並行的に聴取を行い、時間を定めて打ち合わせ、事実のすり合わせと以降の聴取事項を確認すること。
- ウ 正確な事実確認とともに、加害生徒の反省と謝罪の気持ちを導くことを旨とすること。
- エ 保護者への指導状況の連絡は一元的に行うが、電話等で済ませるのではなく、家庭訪問等を行って伝えること。
- オ 事実だからといって、被害生徒に二次的な被害が及ぶような情報は、くれぐれも伝えないようにすること。
- カ 教育上、加害生徒に対して懲戒を加える必要があると認められる場合は、学校教育法施行規則に従い適切に行うこと。
- キ 状況によっては、警察、児童相談所、医療機関への情報提供及び連携を検討すること。

学校教育法施行規則 第26条（一部抜粋）

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達等に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

② 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。

（3） いじめが発生した集団への対応

ア 傍観者であった生徒に対しては、自己の問題として考えさせる。

イ いじめは法律違反であり、許されない行為であることを生徒自身に考えさせる教育活動（LHR等）を推進する。

ウ 学校はどんなことがあっても被害者を守り続けることを周知し、態度・行動で示す。

（4） その他の生徒に対して

ア いじめは法律違反であり、許されない行為であることを理解している生徒に、改めて発生した事態を伝え、考えさせる教育活動（LHR等）を推進する。

イ 学校はどんなことがあっても被害者を守り続けることを周知し、態度・行動で示す。

V いじめ事案収束後

【いじめ解消の状態とは】

- ① いじめに係る行為が止んでいること（目安として少なくとも3ヶ月以上）。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

上記のいじめが、「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの段階であることを踏まえ、いじめ再発の恐れがあることを前提に、日常的な声かけ、観察、面談を継続する。

1 報告書の作成（担当 副校長）

2 再発防止に向けて

いじめ防止対策委員会並びに職員会議等で、初動対応とその後の指導、日常の教育活動までを振り返り、再発防止に取り組むべき事項を洗い出し、一つ一つ実践する。（例、生徒が成就感を味わう授業をしていたか？ 文化祭等で、クラス全員が自己有用感を持つことができるように取り組ませたか？など。）

VI 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめ【いじめ防止対策推進法第二十八条第1項】により当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに県教育委員会に報告する。
- (2) 生徒からいじめられていて重大事態に至ったという申し立てがあった場合、重大事態が発生した
ものとして対処する。
- (3) 外部との窓口は副校長が対応する。

3 重大事態の調査

(1) 学校が調査の主体となる場合

県教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- ① 重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」
が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- ② 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係
者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者による対策会議を設置し、調査の公
平性・中立性を確保する。
- ③ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関
係を速やかに調査する。
- ④ 調査結果を学校の設置者に報告する。
- ⑤ いじめを受けた生徒およびその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、
経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。ただし、関係者の個人情報に配慮する。
- ⑥ いじめを受けた生徒およびその保護者の意向に配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・
適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力依頼する。
- ⑦ 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

(2) 県教育委員会が調査の主体となる場合

県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

附則

平成27年 4月 1日	施行
平成27年 8月 1日	一部改正
平成28年 4月 1日	一部改正
平成29年 1月 1日	一部改正
平成30年 1月 1日	一部改正
平成31年 1月 1日	一部改正
令和 1年 2月10日	一部改正